

高齢者医療等に係る一部負担割合の取り扱いについて (平成14年10月実施分)

1. 高齢者および乳幼児の一部負担割合について

健康保険法および老人保健法などが一部改正され、平成14年10月1日より、高齢者医療および乳幼児医療に係る一部負担割合などが変更されます(表1、表2)。

なお、これに伴い、老人の外来一部負担金に係る月額上限額および診療所に係る定額選択制は廃止されます。

表1. 高齢者医療等の一部負担割合について

患者区分		適法	患者負担割合	負担割合の確認方法
70歳以上の 高齢者	75歳以上 ^{注1} (昭和7年9月30日 以前に生まれた方)	老人保健	1割 または 2割 ^{注3}	処方せん または 医療受給者証 ^{注4}
	70～74歳 ^{注2} (昭和7年10月1日 以降に生まれた方)	健康保険	1割 または 2割 ^{注3}	処方せん または 高齢受給者証 ^{注5}
3歳未満の乳幼児		国民健康保険	2割	処方せん または 被保険者証 ^{注6}

注1) 老人保健の受給対象は、平成14年10月1日より、75歳以上の者および65歳以上75歳未満であって一定程度の障害の状態にある旨の市町村長の認定を受けた者に改正(ただし、平成14年9月30日において70歳以上である者を含む)

注2) 平成14年10月1日以後に70歳となる者が対象

注3) 一定以上所得者の場合

注4) 様式見本(図1)を参照

注5) 様式見本(図2)を参照

注6) 様式見本(図3)を参照

表 2. 施行前後における取り扱いについて

	施行前 ← (平 14.9.30 以前)	→ 施行後 (平 14.10.1 以降)
○ 75 歳以上 ○ 70～74 歳(施行前に老人保健の対象)	老人保健 〔医療受給者証〕	老人保健 〔医療受給者証〕 ^{注 1}
○ 70～74 歳(施行後に 70 歳となる方)	健康保険 国民健康保険	健康保険 国民健康保険 〔高齢受給者証〕 ^{注 2}

注 1) 新たな医療受給者証が交付される(施行前の医療受給者証は法的に無効)

注 2) 75 歳以後は、老人保健へ移行するとともに、医療受給者証が交付される

2. 一部負担割合の確認方法について

高齢者患者または乳幼児患者の一部負担割合は、原則として処方せんにより確認します。具体的には、処方せん発行保険医療機関において、処方せんの「備考」欄に給付割合を示す記号が記載されますので、保険薬局は当該記載に従って、一部負担金を徴収します(表 3)。

ただし、当該記号の記載がない場合や、受診日と処方せん受付日が異なり負担区分の変更が生じている可能性が認められる場合などは、患者から医療受給者証または高齢受給者証あるいは被保険者証を提示してもらうか、処方せん発行保険医療機関に連絡するなどにより、給付割合を確認してください。

表 3. 処方せんに記載される給付割合の記号について

患者区分および給付割合		記号
70 歳以上の高齢者	9 割給付(患者負担は 1 割)	高 9
	8 割給付(患者負担は 2 割)	高 8
3 歳未満の乳幼児	8 割給付(患者負担は 2 割)	3 歳

3. 窓口徴収について

保険薬局においては、処方せんに示された給付割合に従って、患者から一部負担金を徴収します。

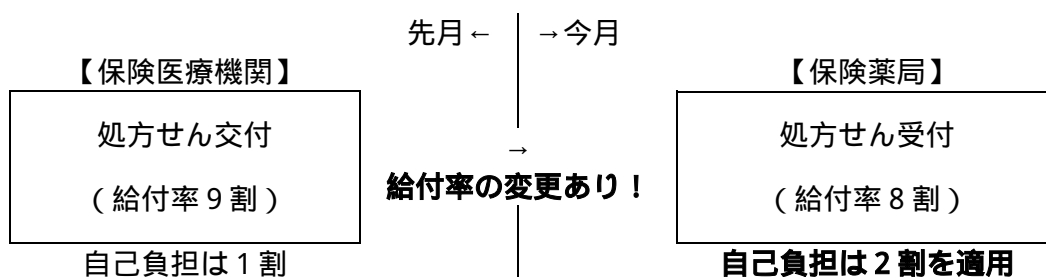
〔留意事項〕

- 保険医療機関や保険薬局で支払った同一月の一部負担金の合計が、自己負担限度額（後述）を超えている場合であっても、患者から一部負担金を徴収します。
- 医科点数表の寝たきり老人在宅総合診療料または在宅末期医療総合診療料が算定されている患者の場合であって、保険医療機関で支払った一部負担金の合計額がすでに自己負担限度額を超えている場合であっても、保険薬局においては患者から一部負担金を徴収します。

4. 負担割合の適用について

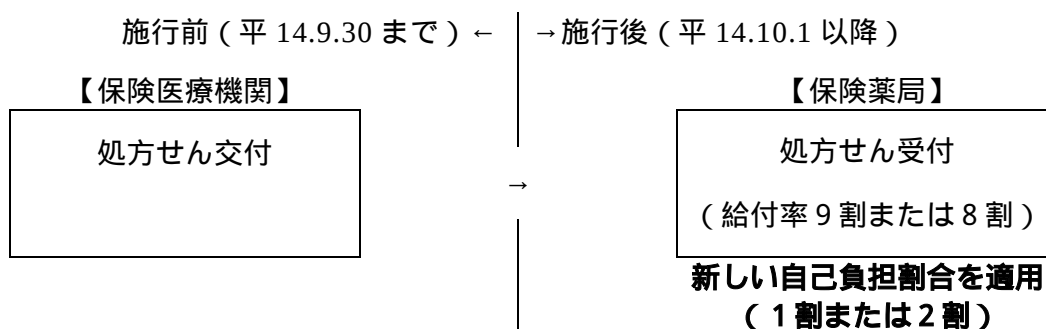
患者の一部負担割合は、処方せん受付時点における負担区分を適用します。

たとえば、先月末に処方せんを交付された際は給付率が9割であったとしても、その直後に負担区分（給付率）の変更が生じ、今月初めの処方せん受付時には給付率が8割となった場合、保険薬局での患者の自己負担は2割となります。



〔施行前に交付された処方せんの取り扱い〕

- 施行前（平成 14 年 9 月 30 日まで）に交付された処方せんであっても、施行後（平成 14 年 10 月 1 日以降）に調剤した場合は、保険薬局での処方せん受付時点における新しい給付割合を適用します。
- 70 歳以上の高齢者の場合は医療受給者証または高齢受給者証を、3 歳未満の乳幼児の場合は被保険者証を提示してもらい、施行後の給付割合を確認してください。



5. 負担区分の変更について

誕生日あるいは所得変更などの理由により負担区分の変更が生じた場合、次の考え方により新しい負担区分が適用されます。

老人保健（医療受給者証）

変更事由が生じた時点の翌月 1 日から、医療受給者証に記載された新たな一部負担割合を適用

〔具体例〕

1 1 月	←		→	1 2 月
_____	×	_____	○	_____
変更				<u>12 月より新しい一部負担割合を適用</u>

70～74 歳（高齢受給者証）

70 歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後から、高齢受給者証に記載された一部負担割合を適用

〔具体例〕

1 1 月	←		→	1 2 月
_____	×	_____	○	_____
誕生日				<u>12 月より新しい一部負担割合を適用(1 割または 2 割)</u>
(70 歳)				<u>ただし、誕生日が 11 / 1 の場合は 11 月より適用</u>

3 歳未満の乳幼児（被保険者証）

3 歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前までは、一部負担割合は 2 割を適用

〔具体例〕

1 1 月	←		→	1 2 月
_____	×	_____	○	_____
誕生日				<u>11 月まで一部負担割合は 2 割を適用</u>
(3 歳)				<u>12 月より一部負担割合は 3 割を適用</u>
				<u>ただし、誕生日が 11 / 1 の場合は 10 月末まで 2 割</u>

6. 高齢者の高額医療費制度について

高齢患者の 1 カ月の自己負担が一定額を超えた場合、患者は市町村または保険者からその差額について払い戻しを受けることができます（表 4）。

ただし、これは原則として患者自身の申請により行われるものです。直接保険薬局に関わる業務ではありませんが、患者から説明を求められることもあるため、きちんと把握しておく必要があります。

表 4. 高齢者の外来の自己負担限度額

区分		自己負担限度額 ^{注1}	
		外来（個人毎）	高齢者の世帯合算（入院を含む）
一定以上所得者		40,200 円	72,300 円 + (医療費 - 361,500) × 1% (4 カ月目以降は 40,200 円)
一般		12,000 円	40,200 円
低所得者 (住民税非課税)		8,000 円	24,600 円
			15,000 円

注 1) 自己負担限度額は、その患者が保険医療機関や保険薬局で支払った一部負担金の合計額により判断

7. 処方せんの様式について

施行後の処方せんは、一般保険および老人保健の区別はなくなり、同一の様式となります（平成 14 年 9 月 13 日厚生労働省告示第 301 号により改正）。

これまで、老人保健に係る処方せんは、月額上限または診療所における定額選択制の導入に伴い、「保険医療機関における自己負担区分」欄が記載されていましたが、今回の改正に伴って当該欄は廃止されました。

8. 調剤報酬請求書、調剤報酬明細書の様式などについて

調剤報酬請求書（社保、国保）

70 歳以上の高齢者に係る負担区分の細分化に伴い、調剤報酬請求書の様式が全面改正されました（平成 14 年 9 月 12 日厚生労働省令第 120 号により改正、図 4 および図 5）。

新様式の入手方法などにつきましては、ご所属の都道府県薬剤師会または支部薬剤師会、あるいは社会保険診療報酬支払基金支部などにご確認ください。

社保	項目改正、〔現行〕A 4 版ヨコ × 1 枚 → 〔改正後〕A 4 版タテ × 2 枚
国保	項目改正

調剤報酬明細書（レセプト）

調剤報酬請求書と同様、70 歳以上の高齢者に係る負担区分の細分化に伴い、調剤報酬明細書（レセプト）の様式も一部改正されました（平成 14 年 9 月 12 日厚生労働省令第 120 号により改正、図 6）。

レセプトについては、施行後も従来の様式でも対応可能ですが、具体的な取り繕い方法につきましては、社会保険診療報酬支払基金より通知が示される予定ですので、そちらを参考にしてください。

編てつ方法

調剤報酬請求書の全面改正により、請求書およびレセプトの編てつ方法（順序）が変更となります。

具体的な取り扱いにつきましては、社会保険診療報酬支払基金より通知が示される予定ですので、そちらを参考にしてください。

9．患者向け広報について

今回の改正に伴い、保険薬局に掲示する広報用ポスター（A 3 版コスモス色）が、厚生労働省保険局において作成されました。

本会会員の保険薬局におかれましては、都道府県薬剤師会などを通じて入手の上、薬局内に掲示するようお願いします。

10．その他

薬担の一部改正について

- 今回の健保法および老健法の改正に伴い、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（薬担）などの内容が一部改正されました（表 5、表 6）。
- 今回の薬担の改正内容は、健保法および老健法などが改正され、高齢者および乳幼児の自己負担割合が細分化されたことに伴い、保険薬局における確認作業により注意を払う必要が生じることから設けられたものです。
- 今回の薬担の一部改正は、保険医療機関側で記載された処方せんの給付割合の内容を、保険薬局において改めて確認することを目的に設けられたものではありません。
- 施行後は、施行前と同様、患者の自己負担割合は原則として処方せんにより確認します。ただし、処方せんに給付割合が記載されていなかった場合や、

受診日と処方せん受付日が異なり負担区分の変更が生じている可能性が認められる場合などは、患者から医療受給者証または高齢受給者証あるいは被保険者証を提示してもらうことは可能です。

- ただし、現時点においては、患者が被保険者証を保険薬局に提示することは法的に義務付けられていません。また、必要に応じて保険薬局で被保険者証の提示を求められる場合があることは、患者に十分周知されていない可能性があります。被保険者証や受給者証の提示を求める場合には、その旨を十分理解の上、注意して行うようにしてください。

表 5. 薬担の改正内容（抜粋）

（処方せんの確認） 第 3 条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であった者並びにこれらの者の被扶養者である患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方せんが健康保険法第 63 条第 3 号各項に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師が交付した処方せんであること及びその処方せん又は被保険者証（健康保険継続療養証明書を含む）によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。 健康保険法関係（下線は改正部分）

表 6. 薬担基準の改正内容（抜粋）

（処方せんの確認） 第 26 条 保険薬局は、患者から医療を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方せんが保険医が交付した処方せんであること及びその処方せん又は健康手帳によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。 老人保健法関係（下線は改正部分）

領収書の発行について

- 高齢者の自己負担限度額を超えた分の払い戻しにあたっては、保険医療機関および保険薬局で発行された領収書は必要とされていません。
- ただし、高齢患者が自己負担限度額を把握するためにも、領収書を発行しておく方が望ましいでしょう。
- 領収書の様式は特段定められてはいませんが、発行にあたっては、できるだけ明細がわかりやすいものとなるよう心がけてください。

平成 15 年 4 月 1 日からの実施事項について

- 被保険者（サラリーマン本人）の給付率 → 7 割
- 外来に係る薬剤一部負担金 → 廃止

その他

今回の改正に伴う各種情報などにつきましては、本会の会員向けホームページ（<http://www.nichiyaku.or.jp/>よりログイン）からも入手可能です。新しい情報を入手次第、逐次更新する予定ですのでご活用ください。

図 1. 医療受給者証の様式

改正前（旧様式）

老人保健法												医療受給者証																					
市				町				村				番				号																	
受				給				者				番				号																	
受 給 者		居		住		地																											
		氏		名																													
		生		年		月		日		年				月				日		男・女													
法 第 2 5 条 第 1 項 第 2 号 の 認 定 年 月 日								年 月 日																									
発 効 期 日								平成 年 月 日から有効																									
発 行 機 関 名 及 び 印																																	
交 付 年 月 日								年 月 日																									

改正後（新様式）

老人保健法												医療受給者証																			
市				町				村				番				号															
受				給				者				番				号															
受 給 者		居		住		地																									
		氏		名																											
		生		年		月		日		年				月				日		男・女											
一部負担金 の 割 合																															
法 第 2 5 条 第 1 項 第 2 号 の 認 定 年 月 日								年 月 日																							
発 効 期 日								平成 年 月 日から有効																							
発 行 機 関 名 及 び 印																															
交 付 年 月 日								年 月 日																							

図2. 高齢受給者証の様式（国民健康保険の場合）

（裏面）

注 意 事 項
1．この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。 2．保険医療機関等について診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。 3．被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 4．この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出てください。 5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
備 考

（表面）

国民健康保険高齢受給者証									
交付年月日 年 月 日									
記 号		番 号							
世帯主（組合員） 対象被保険者	住 所								
	氏 名		男・女						
	氏 名		男・女						
	生年月日	年 月 日							
一 部 負 担 金 の 割 合									
発 効 期 日		年 月 日							
有 効 期 限		年 月 日							
保険者番号並びに保険者の 名称及び印		<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>							

様式第一号の四（第七条の四関係）

- 備考
- 1．この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
 - 2．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 - 3．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること
その他所要の調整を加えることができること。

図3. 被保険者証（健康保険の場合）

附則樣式第二

(六)

注意事項

1. 事業主からこの証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を
自署して大切に保持してください。
2. この証では、業務上で発生した傷病及び通勤災害については診療は
受けられません。
3. 次の者は、老人保健の医療を受けることになりますので、老人保健
の健康手帳にこの証を添えて、保険医療機関等に提出してください。
75 歳以上の者(平成14年9月30日において70歳以上である者を含
む)
- 65 歳以上 75 歳未満の者で市町村長の障害認定を受けているもの
4. 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、必ずこの証を
(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はそ
の月)以後の場合はこの証に高齢受給者証を添えて) その窓口で渡し
てください。この場合には、その傷病の療養が終わるまでこの証は保
管されて、療養が終わってから所要の事項が記入されて返されます。
5. この証で診療を受けたときは、次の額をそのつど支払ってください。
(1) 診療診療の費用(入院時の食事に要する費用を除く。)
- ア 被保険者 2割に相当する額
ただし、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日であ
る場合はその月)以後の場合は、高齢受給者証に記載された
一部負担金の割合に相当する額となります。
- イ 被扶養者 3割(入院の場合は2割)に相当する額
ただし、3歳の誕生日の属する月(誕生日が月の初日である場
合はその前月)以前の場合は2割に相当する額、70歳の誕生日
の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以
後の場合は高齢受給者証に記載された一部負担金の割合に相当
する額となります。
- ※ 老人保健の医療を受けたときの負担額は、健康手帳の医療受給
者証に示す割合に相当する額となります。
- (2) 入院時の食事に要する費用 1日につき定額の標準負担額
- (3) 外来・在宅の場合に薬剤が支給されたときは、次の額(6歳未
満の被扶養者及び70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の
初日である場合はその月)以後の場合は免除)
- | | | | |
|-----|--------|----------|------|
| 内服薬 | 1日分につき | 2種類又は3種類 | 30円 |
| | | 4種類又は5種類 | 60円 |
| | | 6種類以上 | 100円 |
| 頓服薬 | | 1種類につき | 10円 |
| 外用薬 | | 1種類 | 50円 |
| | | 2種類 | 100円 |
| | | 3種類以上 | 150円 |
- ※ 法律の定めにより、一定の場合には、薬剤の負担額が変わりま
す。また、老人保健の医療を受けたときは支払う必要はありま
せん。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの証を事業主に
返してください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分
を受けます。
8. 第1面及び第2面の記載事項に変更があった場合には、すぐに事業
主を経由して保険者に差し出して訂正を受けて下さい。

(一)

健康保險被保險者証

平成 年 月 日交付

記号		番号	
被 保 険 者	氏 名	男 女	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
	住 所		
	資格取得 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	
事 業 所	所在地		
	名 称		
保 険 者	所在地		
	保険者 番 号		
	名 称 及ひ印		

(二)

[illegible]

図4.調剤報酬請求書（社会保険）

平成 14 年 9 月 12 日 木曜日

官 報

(号外第 201 号)

平成 年 月 分 調剤報酬請求書
別 記 殿

薬局コード
保険薬局の
所在地及び名称
開設者氏名

様式第四を次のように改める。
様式第四（第一条関係）

下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

印

区 分		件数	処方せん受付回数	点数	薬剤一部負担金
医療保険	医保(70以上9割)と公費の併用				
	医保単独(七〇以上九割)				
	01 (政)				
	02(船) 職務上				
	職務外				
	03 (日)				
	04 (日特)				
	31~34(共) 下船3月				
	一般				
	06 (組)				
	63・72~75 (退)				
	小 計				
	医保(70以上8割)と公費の併用				
	医保単独(七〇以上八割)				
	01 (政)				
	02(船) 職務上				
	職務外				
	31~34(共) 下船3月				
	一般				
	06 (組)				
	63・72~75 (退)				
	小 計				
医療保険	医保本人と公費の併用				
	医保単独(本人)				
	01 (政)				
	02(船) 職務上				
	職務外				
	03 (日)				
	04 (日特)				
	31~34(共) 下船3月				
	一般				
	06 (組)				
	07 (自)				
	63・72~75 (退)				
	小 計				
	医保家族と公費の併用				
	医保単独(家族)				
	01 (政)				
	02 (船)				
	03 (日)				
	04 (日特)				
	31~34 (共)				
	06 (組)				
	63・72~75 (退)				
	小 計				
医療保険	医保(3歳)と公費の併用				
	医保単独(三歳)				
	01 (政)				
	02 (船)				
	03 (日)				
	04 (日特)				
	31~34 (共)				
	06 (組)				
	63・72~75 (退)				
	小 計				
	① 合計				

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

薬局コード

区 分		件数	処方せん受付回数	点数	薬剤一部負担金	控除額 (公費負担医療)
老人保健	老人9割と公費の併用					
	老人単独					
	小計					
	老人8割と公費の併用					
	老人単独					
	小計					
② 合計						
公費負担	公費と医療 (老人)の併用	12(生保)				
③ 合計						
総件数①+②+③			件	請求金額		円

備考

注意 「一部負担金」の項は、薬剤一部負担金を除いた金額を記載すること。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

図5.調剤報酬請求書（国民健康保険）

平成 14 年 9 月 12 日 木曜日

官 報

(号外第 201 号)

平成 年 月分		調剤報酬請求書						
保 険 者 (別 記)殿 下記のとおり請求する。 平成 年 月 日		薬局コード 保険薬局の 所在地及び名称 開設者氏名 印						
		件 数	処方せん 受付回数	点 数	薬 剤 一部負担金	一部負担金	備考	
国民健康保険	一般被保険者 (70歳以上9割)	請求						
		※決定						
	一般被保険者 (70歳以上8割)	請求						
		※決定						
	一般被保険者	請求						
		※決定						
	一般被保険者 (3歳未満)	請求						
		※決定						
	退職者	本人	請求					
			※決定					
		70歳以上 9割	請求					
			※決定					
		70歳以上 8割	請求					
			※決定					
被扶養者		請求						
		※決定						
3歳未満	請求							
	※決定							
老人保健	老人9割	請求						
		※決定						
	老人8割	請求						
		※決定						
公費負担医療		請求						
		※決定						
		請求						
		※決定						
		請求						
		※決定						

※高額療養費	一般被保険者	件数		退職者	件数	
		金額	円		金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

様式第八（第二条関係）

図6.調剤報酬明細書（改正部分）

様式第 15 号

1	社・国	3	老人	1	単独	2	本外
2	公費	4	退職	2	併	3	家外

を

1	社・国	3	老人	1	単独	2	本外	8	高外
2	公費	4	退職	2	併	3	家外	0	高外

を

保険 所 の 称	保険 所 の 称
所在地 及び 診療 科目 の 名称	所在地 及び 診療 科目 の 名称
病200以上・病200未満・診定率・診定額	

に
あ
ら
わ
せ
る